

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町情報公開条例 第10条
例 規 番 号	平成18年条例第12号
【根拠条文】 (公開請求に対する措置) 第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき又は公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第5条及び第7条から第9条までの規定による。 (公文書の公開を請求できるもの) 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係者に係る公文書に限る。)を請求することができる。 (1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 町内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、町の行政に利害関係を有するもの 2 実施機関は、前項各号の規定により公開請求をすることができるもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。 (公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。 (1) 法令等の規定により公開することができないと明文で規定され、又は当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧できるとされている情報 イ 公開することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの エ 職務の遂行に係る場合の公務員又は公務員であつた者の氏名、地位及び当該職務に関する情報 (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。)、又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の	

地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から町民を守るために公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要であると認められる情報

(4) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人との信頼関係を著しく損なうと認められる情報

(5) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生ずるおそれのある情報

(6) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開を行わなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まないものとみなして、前条の規定を適用する。

(公文書の存在の有無に関する情報の取扱い)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開することができない情報を公開することとなるときは、当該公文書の存在の有無を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

標準処理期間	公開請求があった日から起算して15日以内(第11条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	個人情報の開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町個人情報保護条例 第17条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第13号
【根拠条文】 (個人情報の開示請求に対する決定) 第17条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受け付けたときは、当該請求のあった日から起算して15日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内)に、開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対して、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項の開示しない旨の決定(第20条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定及び第21条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の存否を応答しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)をする場合は、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、時間の経過により請求に係る個人情報の全部又は一部について開示することができるようになることが明らかであるときは、当該書面にその旨を併せて記載するものとする。 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、15日(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日)を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対して速やかに当該延長の理由を通知しなければならない。 5 開示請求者は、第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に決定通知がないときは、当該請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。 6 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。 【基準】 根拠条文、第15条及び第19条から第21条までの規定による。 (個人情報の開示請求権者) 第15条 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含み、第8条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下この条(次項を除く。)から第24条までにおいて同じ。)について、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が死亡した場合においては、本人の法定代理人若しくは相続財産管理人又は本人と事実上の婚姻関係にあつた者は、本人とみなす。 2 次の各号に掲げる者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人の権利利益を保護する目的であることを疎明し、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。	

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(第8条第2項に規定する事務に係るものを除き、特定個人情報を除く。)
- (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報(第8条第2項に規定する事務に係るものを除く。)
- 3 前項の規定にかかわらず、心身に重度の障害がある者の保護者は、本人が心身に重度の障害があること及び本人の権利利益を保護する目的であることを疎明し、本人に代わって開示請求をすることができる。

(個人情報の非開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害すると認められる情報
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、明らかに事務の適正な執行に支障が生ずると認められる情報
- (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずると認められる情報
- (4) 法令等の定めるところにより開示することができない情報

(個人情報の部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第1号の情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の第三者であることを識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第19条各号のいずれかに該当する個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	請求のあった日から起算して15日以内(第17条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	個人情報の訂正請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町個人情報保護条例 第24条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第13号		
【根拠条文】 (個人情報の訂正請求に対する決定) 第24条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を当該請求のあった日から起算して15日以内(特定個人情報に係る訂正請求にあっては、30日以内)に訂正請求書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。 2 実施機関は、訂正を行う旨の決定を行ったときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をした上、当該訂正請求者に対し、当該訂正の内容を直ちに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、訂正を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者に対し、前項に規定する書面にその理由を付記し、併せて訂正請求者に説明しなければならない。 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、15日(特定個人情報に係る訂正請求にあっては、30日)を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対して速やかに当該延長の理由を通知しなければならない。 5 訂正請求者は、第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に決定通知がないときは、当該請求に係る個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。 6 第17条第6項の規定は、第1項の決定について準用する。 【基準】 根拠条文及び第22条の規定による。 (個人情報の訂正請求権者) 第22条 何人も、第18条第1項の規定による開示決定を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 2 第15条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。			
標準処理期間	請求のあった日から起算して15日以内(特定個人情報に係る訂正請求にあっては、30日以内)(第24条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	個人情報の削除請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町個人情報保護条例 第25条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第13号		
【根拠条文】 (個人情報の削除請求権者) 第25条 何人も、自己の個人情報(第8条第2項に規定する事務に係るものを除き、特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)について第7条の規定による制限を超え、又は第9条第1項の公表の手続を経ないで実施機関が文書等又は電磁的記録として保有しているときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。 2 第22条第2項、第23条及び第24条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	請求のあった日から起算して15日以内(第24条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 5

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町移動通信用施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第15号		
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 町長は、電気通信格差是正事業により取得した移動通信用施設について、目的を達成するため、電気通信事業者(以下「事業者」という。)にその使用を許可するものとする。 2 町長は、施設の使用上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町手数料条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第61号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第6条 次に掲げるものについては、手数料を免除する。 (1) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があったもの (2) 公務員が職務上の必要で請求するもの (3) 町民で公費の扶助を受けるために必要なもの (4) その他町長が特に必要と認めたもの 2 別表行政不服審査の部に掲げる手数料の減免は、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第13条の規定による。 3 前2項に定めるもののほか、町長が必要と認めるものについては、減額することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 15

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町有財産条例 第13条(第17条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第65号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減額し、又は免除することができる。 (1) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。 (2) 使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため当該財産を使用目的に供し難いと認めたとき。 (3) 町の協賛、後援する事業等のために公の施設等を使用させるとき。 (4) 前3号のほか、特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 総務課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町有営造物条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第67号		
【根拠条文】 (営造物の使用) 第6条 営造物は、その目的を妨げない限度において使用させることができる。この場合において、町長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、その使用について許可を受けさせることができる。 2 営造物の組織、業務内容その他管理方法は、規則で定めなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町庁舎管理規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第44号		
【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第6条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を得なければならない。 (1) 町の機関以外のものが主催する集会・演説又はこれに類する行為 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、又は回覧すること。公用を目的とするもの以外の看板、立札等を設置する行為 (4) 仮設工作物の設置その他役場庁舎を一時的かつ特別に使用する行為 (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為 2 町長は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。 3 町長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に従わないときは、許可を取り消してその行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が、これを撤去しないときは、町長は当該物件を撤去することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年条例第96号		
【根拠条文】 (使用許可の手続) 第3条 学校を使用しようとする者は、使用する日の2日前までに申請書を学校長を經由して教育委員会に提出するものとし、教育委員会がこれを許可する場合は、使用許可書をもって許可する。使用申請者が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第5条の規定による。 (使用者の制限) 第2条 学校は、正常行事に支障のない範囲において次に掲げる場合には、使用を許可することができる。 (1) 町内の公共団体が行う集会 (2) 団体が行う体育及びレクリエーション活動 (3) 町内の公共団体及び修養団体が公共のためにする演劇等文化活動 (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。 (使用を許可しない場合) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。 (1) 特定の政治的活動、特定の宗教的活動及び専ら営利を目的とする事業を行うとき。ただし、専ら営利を目的とする事業を行うときにおいては、その純益金を社会公共のために使用することを目的とする場合を除く。 (2) 学校の運営方針及び設立趣旨に違反すると認められるもの (3) 喧騒な行為をしたり、風俗を乱したり、又は公安を害するおそれがあると認められるとき。 (4) 建物、設備又は備付物品類を汚損したり、又は破損するおそれがあると認められるとき。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (6) 前各号のほか、教育委員会において使用させることを不相当と認めたとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	特殊事項の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成18年条例第96号		
【根拠条文】 (特殊事項の許可申請) 第4条 学校を使用する場合、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。 (1) 学校の内外に工作物を設け、又は特殊な装備をするとき。 (2) 普通電灯以外の灯火を用い、又は電動力を用いるとき。 (3) 引火、発火又は爆発のおそれのあるもの及び危険物を取り扱うとき。 (4) 酒類を用いるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	転貸の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第96号		
【根拠条文】 (転貸の禁止) 第6条 使用の許可を受けた者は、これを他に転貸してはならない。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第11条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第96号		
【根拠条文】 (使用料) 第11条 学校の使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。 2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を徴収しない。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。 (2) 公民館事業に使用するとき。 (3) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。 (4) その他教育委員会において必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第96号		
【根拠条文】 (使用料の返還等) 第12条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の場合には、その全部又は一部を返還することがある。 (1) 教育委員会の都合により使用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。 (3) 使用の前日までに許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会において正当な理由であると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町公民館設置条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第102号		
【根拠条文】 (使用許可の手続) 第6条 公民館の施設を使用しようとする者は、使用の前日までに使用の目的、日時、集会予定人員及び入場料、会費の類を徴収するものにあつては、その金額を記載した書面を提出して教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。 【基準】 根拠条文、第5条及び第8条の規定による。 (公民館施設の使用) 第5条 公民館の施設は、法第22条に規定する事業を行うために利用する場合を除くほか、法第23条に規定する公民館の運営方針及び公民館設立の趣旨に違反しないものに限りこれを使用させることができる。 (使用を許可しない場合) 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。 (1) 専ら営利を目的とする事業を行うとき。ただし、その純益金を社会公共のために使用することを目的とする場合を除く。 (2) 公民館の運営方針又は設立趣旨に違反すると認められるとき。 (3) 喧騒な行為をし、又は風俗を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。 (4) 建物、設備又は備付物品類を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めたとき。 (6) その他教育委員会において使用させることを不適当と認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	転貸の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町公民館設置条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第102号		
【根拠条文】 (転貸の禁止) 第9条 使用の許可を受けた者は、これを他に転貸してはならない。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	特殊事項の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町公民館設置条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年条例第102号		
【根拠条文】 (特殊事項の許可申請) 第7条 公民館を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。 (1) 公民館の内外に工作物を設け、又は特殊な装備をするとき。 (2) 普通電灯以外の照明器具、電動力又は電気器具等を用いるとき。 (3) 酒類を用いるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第103号		
【根拠条文】 (視聴覚室の使用) 第6条 文化館のうち、視聴覚室を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 【基準】 根拠条文及び中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (使用の制限) 第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めたとき。 (4) その他視聴覚室の管理上支障があると認められるとき。 2 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。 (1) 条例、規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用目的以外に使用したとき。 (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (5) 前項第3号に該当したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適當と認めたとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第103号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定めるところにより徴収することができる。ただし、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	入場料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第104号		
【根拠条文】 (入場料の徴収) 第5条 町長は、館の資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)から別表で定める入場料を徴収する。ただし、町長は、特に必要があると認める場合においては、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (入場料の減免) 第4条 条例第5条の規定による町長が特に必要があると認める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減額又は免除する入場料の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 中土佐町内に居住する65歳以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧する場合 通常の場合の入場料の全額 (2) 65歳以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧する場合 通常の場合の入場料の2分の1に相当する額 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者厚生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が、その身分を証する書面を提示して観覧する場合 通常の場合の入場料の全額 (4) その他町長が特に必要と認める場合			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第104号		
【根拠条文】 (施設の利用の許可等) 第6条 館の施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 館の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表で定める使用料を町に納付しなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認める場合においては、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (施設の利用の制限) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、条例第6条の規定による許可を与えないことができる。 (1) 利用の目的が施設の設置の目的に反するとき。 (2) 利用しようとする者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設の利用の目的が営利を目的とする展覧会、鑑賞会等であるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。 (5) その他利用させることが不適当なとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第6条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第104号		
【根拠条文】 (施設の利用の許可等) 第6条 館の施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 館の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表で定める使用料を町に納付しなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認める場合においては、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 条例第6条の規定により、町長が特に必要があると認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 国、地方公共団体又はその他公共的団体が町と共催し、又は町の後援を受けて展覧会等を開催する場合 (2) その他町長が特に必要があると認めた場合 2 前項の規定による使用料の減免又は免除を受けようとする者は、第6条の規定による利用許可申請書とともに使用料減額(免除)申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは使用料減額(免除)承認通知書(様式第4号)により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	入場料又は使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第104号		
【根拠条文】 (入場料又は使用料の還付) 第8条 既に納付された入場料又は使用料は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (入場料又は使用料の還付) 第11条 条例第8条ただし書の規定により入場料又は使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 災害その他不可抗力により資料等の観覧又は施設の使用が不能となった場合 (2) 利用開始の7日前(町長が特に認めた場合は5日前)までに利用許可取消申請書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けた場合 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の規定による返還の請求があった場合において、その返還を決定したときは使用料返還決定通知書(様式第7号)により、返還しないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成18年規則第51号		
【根拠条文】 (設備の制限) 第10条 施設の利用者は、館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。 ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町民ふれあい広場の設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第107号		
【根拠条文】 (使用許可) 第5条 ふれあい広場の施設を使用する場合及び長期的、独占的で通常利用以外の利用方法により使用する場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年条例第111号		
【根拠条文】 (使用許可の手続) 第3条 体育施設を使用しようとする者は、使用する日の2日前までに次の事項を記載した申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとし、教育委員会がこれを許可する場合は、使用許可書(様式第2号)をもって許可する。使用申請者が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 使用許可申請者及び使用責任者の住所氏名 (2) 使用の目的 (3) 使用の日時 (4) 使用の施設 (5) 使用器具類及び数量 (6) 有料又は無料の別(有料の場合はその金額) (7) 次条に規定する特殊事項 【基準】 根拠条文、第2条及び第5条の規定による。 (使用者の制限) 第2条 体育施設は、正常行事に支障のない範囲において次に掲げる場合には使用を許可することができる。 (1) 町内の公共団体が行う集会 (2) 団体が行う体育及びレクリエーション活動 (3) 町内の公共団体及び修養団体が公共のためにする演劇等文化活動 (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。 (使用を許可しない場合) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。 (1) 専ら営利を目的とする事業を行うとき。ただし、その純益金を社会公共のために使用することを目的とする場合を除く。 (2) 体育施設の運営方針及び設立趣旨に違反すると認められるもの (3) 喧騒な行為をしたり、風俗を乱したり、又は公安を害するおそれがあると認められるとき。 (4) 建物、設備又は備付物品類を汚損したり、又は破損するおそれがあると認められるとき。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (6) 前各号のほか、教育委員会において使用させることを不相当と認めたとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	特殊事項の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成18年条例第111号		
【根拠条文】 (特殊事項の許可申請) 第4条 体育施設を使用する場合、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。 (1) 体育施設の内外に工作物を設け、又は特殊な装備をするとき。 (2) 普通電灯以外の灯火を用い、又は電動力を用いるとき。 (3) 引火、発火又は爆発のおそれのあるもの及び危険物を取り扱うとき。 (4) 酒類を用いるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	転貸の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第111号		
【根拠条文】 (転貸の禁止) 第6条 使用の許可を受けた者は、これを他に転貸してはならない。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第11条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第111号		
【根拠条文】 (使用料) 第11条 体育施設の使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。 2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を減免することができる。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。 (2) 学校行事に使用するとき。 (3) 公民館事業に使用するとき。 (4) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。 (5) その他教育委員会において必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第111号		
【根拠条文】 (使用料の返還等) 第12条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の場合には、その全部又は一部を返還することがある。 (1) 教育委員会の都合により使用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。 (3) 使用の前日までに許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会において正当な理由であると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成資格の認定及び変更認定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町福祉医療費助成に関する条例 第3条第2項
例 規 番 号	平成18年条例第115号
【根拠条文】 (助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 乳児又は幼児の保護者で、次のア及びイのいずれにも該当するもの。 ア 子どもが中土佐町の区域内に住所を有する者又は国民健康保険法第116条の2の規定により中土佐町が行う国民健康保険の被保険者とされた者(他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。) イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けていない者 (2) 重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキまでのいずれかに該当するもの。 ア 重度心身障害者が中土佐町の区域内に住所を有する者(次の(ア)から(カ)に掲げる者を除く。) (ア) 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けている者 (イ) 他の市町村から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者 (ウ) 他の市町村から中土佐町の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第26項に規定されている福祉ホームに入居している者 (エ) 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を受託している者 (オ) 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者 (カ) 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、他の市町村から中土佐町へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者 イ 中土佐町から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を受けている者 ウ 中土佐町から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき、障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者 エ 中土佐町から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第26項に規定されている福祉ホームに入居している者 オ 中土佐町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者	

カ 国民健康保険法第116条の2の規定により、中土佐町が行う国民健康保険の被保険者である者 キ 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、中土佐町から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者 2 助成対象者又は保護者は、規則に定めるところにより町長に申請し、助成資格について認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日		平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日 年 月 日

ID: 70

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町福祉医療費助成に関する条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第115号		
【根拠条文】 (助成の方法) 第6条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。ただし、高知県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合等は、療養費扱いとする。 【基準】 根拠条文、第4条及び第7条の規定による。 (助成の額) 第4条 助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額とする。ただし、食事療養に係る標準負担額(子どもに限る。)については、次の各号に掲げる額を助成する額とする。 (1) 医療保険各法に定める標準負担額減額認定を受けた者については、その者の負担すべき標準負担額 (2) 前号以外の者については、その者の負担すべき標準負担額の半額 (他の法令との関連) 第7条 この条例による助成対象者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、障害者総合支援法その他法令等によって、国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成18年規則第57号		
【根拠条文】 (医療受給者証の再交付) 第6条 町長は、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第6号)が提出されたときは被保険者台帳と照合し、必要事項を審査確認の上医療受給者証を再交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	保育料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町保育の実施児童の保護者負担金徴収規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第60号		
【根拠条文】 (保育料の減免) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保護者の申請に基づき、保育料の減免をすることができる。 (1) 失業、疾病等の事由により、保護者の収入が前年の収入と比較して著しく減少したとき。 (2) 火災、台風、震災等の災害を受けたとき。 (3) その他町長が特に必要を認める事由が生じたとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、必要書類を添えて保育料減免申請書(様式第1号)を提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、減免の可否を文書で通知するものとする。 4 第1項の規定により保育料の減免を受けた者は、減免の事由が消滅したときは直ちにその旨を町長に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 75

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	納期限の延長		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町保育の実施児童の保護者負担金徴収規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第60号		
【根拠条文】 (納期限の延長) 第9条 町長は、保護者及びその世帯が災害、疾病その他やむを得ない事情があると認めるときは、保護者の申請に基づき、納期限を延長することができる。 2 前項の納期限の延長を希望する者は、保育料納期限延長承諾申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、その結果を文書で通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第4条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第121号		
【根拠条文】 (助成額等) 第4条 ひとり親家庭医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額（法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金給付される高額療養費若しくは付加給付があるときは、その額を控除した額）に相当する額とする。ただし、食事療養に係る標準負担額については、次の各号に掲げる額を助成する額とする。 (1) 医療保険各法に定める標準負担額減額認定を受けた者については、その者の負担すべき標準負担額 (2) 前号以外の者については、その者の負担すべき標準負担額の半額 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることが出来ない。 3 ひとり親家庭医療費は、助成対象者の属する世帯の世帯主の申請に基づき助成するものとする。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (助成の制限) 第5条 ひとり親家庭医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき規則で定めるものについては、助成しない。 2 ひとり親家庭医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 81

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第121号		
【根拠条文】 (認定) 第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (助成対象者) 第3条 ひとり親家庭医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で中土佐町の区域内に住所を有するもの(以下「助成対象者」という。)について助成する。 (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする父及び母たる配偶者のない女子及び男子 (2) 現に配偶者のない女子及び男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童 (3) 父母のない児童 (4) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする兄、姉、祖父母等であって町長の認めるもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 83

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成18年規則第64号		
【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第6条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)に汚損し、又は破損した当該受給者証を添えて町長に提出して受給者証の再交付を申請することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 84

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第7条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第64号		
【根拠条文】 (受給者証の更新) 第7条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、ひとり親家庭医療費受給者証(交付、更新)申請書に被保険者証を添え、町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。 2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 85

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町あったかふれあいセンター「寄り家」の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成22年条例第15号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 寄り家を使用しようとする者は、あらかじめ町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 引火、発火又は爆発のおそれのあるもの及びその他危険物を取り扱うとき。 (3) 寄り家の運営方針及び設置の目的に違反すると認めるとき。 (4) 建物及び備品等を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。 (5) 管理上支障があると認めるとき。 (6) 町の事業を委託して行う事業者(以下「受託事業者」という。)が事業を行っている期間及び時間 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。 (8) その他町長又は指定管理者が使用を不相当と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町あったかふれあいセンター「寄り家」の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成22年条例第15号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、第7条に定める使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 町民環境課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町後期高齢者医療に関する条例 第6条第4項		
例 規 番 号	平成20年条例第12号		
【根拠条文】 (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該保険料金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 4 町長は、延滞したことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金の額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当障害福祉サービス事業者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第123号		
【根拠条文】 (基準該当障害福祉サービス事業者の登録) 第3条 基準該当障害福祉サービス事業者は、この規則で定めるところにより町長の登録を受けることができる。 2 町長は、基準該当障害福祉サービス事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号。以下「総合支援法指定基準」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができると認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、町長は、当該基準該当障害福祉サービス事業者が総合支援法指定基準に規定する指定障害福祉サービスに関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認めるときは、登録しないことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 95

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町障害者社会参加促進施設の設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第9号		
【根拠条文】 (利用の許可等) 第5条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を取り消し、又は変更する場合も、同様とする。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設を利用させることが不適當と認められるとき。 3 指定管理者は、許可するにあたって、管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第127号		
【根拠条文】 (使用の許可等) 第5条 啓発センターを使用しようとするものは、あらかじめ必要事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。許可された事項を取り消し、又は変更する場合も、同様とする。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会において使用させることが不適当であると認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成18年条例第127号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第8条 教育委員会は、公益のために使用する場合その他特に必要と認める場合においては、使用料を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第127号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第9条 既に納付された使用料は返還しない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を返還することができる。 (1) 使用者の責めに帰すことができない事由により使用できなくなったとき。 (2) 使用開始日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が正当な事由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 町民環境課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町国民健康保険条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第128号		
【根拠条文】 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万6,000円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第6条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 103

担当部署: 町民環境課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町国民健康保険条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第128号		
【根拠条文】 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として3万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町介護保険条例 第7条第4項		
例 規 番 号	平成18年条例第129号		
【根拠条文】 (延滞金) 第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該保険料金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 4 町長は、延滞したことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金の額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町介護保険条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第129号		
【根拠条文】 (保険料の徴収猶予) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 109

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町介護保険条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第129号		
【根拠条文】 (保険料の減免) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号 (2) 納期限及び保険料 (3) 減免を受けようとする理由 3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 111

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当訪問介護事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第4条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請) 第4条 第2条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに同様式の付表1-1及び付表1-2(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。))を町に提出しなければならない。 (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 (6) 運営規程 (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (8) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (10) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第5条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録の申請) 第5条 第2条の規定に基づき訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号及び同様式の付表2)を町に提出しなければならない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (6) 運営規程 (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (8) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (10) 居宅サービス基準省令第58条により準用される第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 (11) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当通所介護事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第6条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当通所介護事業者に係る登録の申請) 第6条 第2条の規定に基づき通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに同様式の付表3-1及び付表3-2(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有する場合に限る。))を町に提出しなければならない。 (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。)の平面図及び設備の概要 (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (6) 運営規程 (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (10) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当短期入所生活介護事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第7条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当短期入所生活介護事業者に係る登録の申請) 第7条 第2条の規定に基づき短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに同様式の付表4-1及び付表4-2)を町に提出しなければならない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準省令第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合、又は同条第4項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨 (5) 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、居宅サービス基準省令第124条第3項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要 (6) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準省令第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数 (7) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (8) 運営規程 (9) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (10) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (12) 居宅サービス基準省令第136条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 (13) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第8条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録の申請) 第8条 第2条の規定に基づき福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービスの登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号及び同様式の付表5)を町に提出しなければならない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図及び設備の概要 (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (6) 法第7条第17項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される同省令第203条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容) (7) 運営規程 (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (9) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (11) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第9条		
例 規 番 号	平成24年規則第23号		
【根拠条文】 (基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請) 第9条 第3条の規定に基づき基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに同様式の付表6及び付表6(別紙))を町に提出しなければならない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の予定数 (7) 運営規程 (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (9) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容 (12) その他登録に関し必要と認める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第17条		
例 規 番 号	平成18年条例第133号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料の減免) 第17条 天災その他の特別の事情があると町長が認めたときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町環境浄化微生物資材製造施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第19号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設を使用させることが不適當と認められるとき。 3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 130

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立火葬場及び中土佐町有墓地使用条例 第1条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第138号		
【根拠条文】 第1条 町の火葬場を使用しようとする者及び町有墓地に死体、遺骨を埋葬し、又は改葬しようとする者は、町長の定める様式による許可申請書を提出し、事前に町長の許可を受け、使用料を納付しなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 火葬場を汚損するおそれがあると認められるとき。 (3) 火葬場の管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立火葬場及び中土佐町有墓地使用条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年条例第138号		
【根拠条文】 第3条 前条の使用料は使用者が公費をもって救助を受けている者又は町長において資力が ないと認めた者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 その他町長において、徴収する必要がないと認めた者からは、使用料を徴収しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立共同納骨堂及び中土佐町立水平廟共同墓地の設置及び管理に関する 条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第139号		
【根拠条文】 (使用許可) 第5条 納骨堂等を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (使用者) 第4条 納骨堂等を使用しようとする者は、納骨堂等を設置している地域改善対策特別措置法 (昭和57年法律第16号・昭和62年失効)第1条に規定する対象地域に住所を有する者でなければ ならない。ただし、町長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立集出荷施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年条例第195号		
【根拠条文】 (使用許可) 第7条 集出荷施設又はその付属設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第8条の規定による。 (使用の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 2 使用を許可した後であっても、管理者において必要があるとき又は許可なくして使用目的、使用方法を変更したとき、若しくは前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 140

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農林産物処理加工施設の管理運営に関する規則 第6条		
例 規 番 号	平成18年規則第86号		
【根拠条文】 (使用申込み) 第6条 処理加工施設を使用しようとする者は、前条に規定する被委任者に申し出てその承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (使用者) 第3条 処理加工施設を使用できるものは、次の各号に定めるものとする。 (1) 本施設所在地域の団体又は個人 (2) 前号に定める団体の関連機関 (3) 地域活動の一環として、研修、会合等を行う団体			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 141

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地域資源活用型総合交流促進施設設置条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第145号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 施設を使用しようとする団体は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (施設の使用団体) 第4条 施設は、町長が認めた町内の団体に使用させることができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 144

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地域資源活用型総合交流促進施設設置条例 第8条		
例 規 番 号	平成18年条例第145号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 145

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地域資源活用型総合交流促進施設設置条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第145号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で使用ができなかったと町長が認めた場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 146

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地力増進施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第146号		
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 町長は、その用途又は目的を妨げない限度において、この施設の使用を許可することができる。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は許可なくして使用目的、使用方法を変更したとき、若しくは前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 149

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地力増進施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第146号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 町長が減免の必要を認めた場合、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 150

担当部署: 農林水産課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町共同利用ハウス施設の設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第147号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 ハウス施設を利用するものは、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 153

担当部署: 農林水産課

処分の概要	貸付料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町共同利用ハウス施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第147号		
【根拠条文】 (貸付料の減免) 第6条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、貸付料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 154

担当部署: 農林水産課

処分の概要	貸付料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町共同利用ハウス施設の設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第147号		
【根拠条文】 (貸付料の還付) 第7条 既に納付された貸付料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由で利用ができなかったと町長が認めた場合その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 155

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町林道管理条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第149号		
【根拠条文】 (林道の使用許可) 第5条 林道を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 造林、伐採等(木材の搬出を除く。)森林施業の用に供するとき。 (2) 当該林道の利用区域内住民が生活及び農業を営むために使用するとき。 (3) 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。 (4) 第11条、第13条の規定により、町長の許可又は同意を得て設置した施設等の所有者又はその利用者が林道を使用するとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、特に町長が必要と認めるとき。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した許可申請書を町長に提出しなければならない。 (1) 運搬物の種類及び数量 (2) 運搬方法 (3) 使用区間 (4) 使用期間 (5) 運搬物の重量 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (使用許可の基準) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の使用を許可しないことができる。 (1) 林産物の搬出、森林施業のための通行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 林道を損傷し、又は汚損し、若しくは通行に危険をもたらすおそれがあるとき。 (3) 当該林道開設の目的に反し、著しく不適切であると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 2 町長は、林道の使用に際し、林道の管理上必要な条件を付し、又は制限を付けることができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 157

担当部署: 農林水産課

処分の概要	占用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町林道管理条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第149号		
【根拠条文】 (林道の占用) 第11条 林道の区域内に工作物、物件又は施設を設け、継続して林道を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の許可に対して林道の管理上必要な条件を付することができる。 3 占用料の額及び徴収に関する事項については、中土佐町道路占用料徴収条例(平成18年中土佐町条例第164号)の定めるところによる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 159

担当部署: 農林水産課

処分の概要	隣接地における工作物の設置等の同意		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町林道管理条例 第13条		
例 規 番 号	平成18年条例第149号		
【根拠条文】 (隣接地における工作物の設置等の同意) 第13条 林道に隣接する土地において、工作物、施設等を設置し、又は道路(幅員2メートルを超える車道)を開設し、若しくは土地の形状を変更しようとする者が継続して林道を使用する場合には、あらかじめ工作物の設置等について、町長の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 30平方メートル未満の林業用作業小屋又はこれに類する建物の設置 (2) 300平方メートル未満の木材等の集積所又は積載施設等の林業用の施設に供する目的で行う土地の形状変更 (3) 町の助成を受けて施工する作業道等 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの 【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (工作物の設置等の同意の基準) 第14条 町長は、前条による同意の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。 (1) 第6条第1項に該当するとき。 (2) 林道及びその利用区域において、土砂の流出、崩壊その他災害を発生させるおそれがあるとき。 (3) 水源を汚染し、又は林道の利用区域内の森林の保全、培養に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 2 町長は、同意に際して必要な設備の設置等の条件を付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 162

担当部署: 農林水産課

処分の概要	危険物等の荷役の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町漁港管理条例 第6条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第150号		
【根拠条文】 (危険物等についての制限) 第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に共するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、町長の指示した場所でなければ停係泊をしてはならない。 2 危険物等の荷役をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 3 町長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該危険物等の荷役が漁港の安全の維持に支障を与えるおそれがない限り、当該許可をしなければならない。 4 危険物等の種類は、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 164

担当部署: 農林水産課

処分の概要	占用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町漁港管理条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第150号		
【根拠条文】 (占用の許可等) 第11条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に工作物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の許可に甲種漁港施設の維持管理上必要な条件を付することができる。 3 第1項の規定により占用の許可を受けた者は、占用を廃止したときは、町長に届け出るとともに、自己の負担において、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、特別の理由により町長の承認を受けた場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 165

担当部署: 農林水産課

処分の概要	占用期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町漁港管理条例 第12条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第150号		
【根拠条文】 (占用の期間) 第12条 前条第1項の占用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、電柱、水道管その他恒久的な施設を設けるために使用する場合等、町長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。 2 前項の期間は、あらかじめ町長の許可を受けて更新することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 167

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料等の減免及び還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町漁港管理条例 第15条		
例 規 番 号	平成18年条例第150号		
【根拠条文】 (使用料等の減免及び還付) 第15条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。 2 既に納付した使用料又は占用料は、還付しない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると町長が認めたときは、使用料又は占用料の一部又は全部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町漁港管理条例施行規則第9条の規定による。 (減免) 第9条 条例第14条第1項の規定により、次の各号に掲げる甲種漁港施設の使用については、使用料を減免することができる。 (1) 官公署用の船舶 (2) 端舟その他ろかいのみで運転する総トン数5トン未満の船舶 (3) 避難のために入港した船舶 (4) 係留中の船舶が荒天により航行危険のため、予定の出港をなし得ないとき。 (5) 出港後荒天により航行危険のため、引き返し再度係留を要するとき。 (6) 漁業のために使用する船舶 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる甲種漁港施設の使用又は占用については、条例第14条第1項の規定により使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。 (1) 公益施設の設置及びこれに類するもの (2) 漁魚場及び漁獲物荷さばき所又はこれに類するもの (3) 前2号に規定するもののほか、使用料又は占用料を減免することが適当と町長が認めるものの使用又は占用			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 171

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産資源利活用施設の設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成26年条例第21号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 施設を使用しようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 174

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産資源利活用施設の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成26年条例第21号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合においては、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 175

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産資源利活用施設の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成26年条例第21号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で使用ができなかったと町長が認めた場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 176

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第187号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第6条 施設を使用しようとする団体は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (施設の使用団体) 第5条 施設は、町長が認めた団体に使用させることができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 179

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成18年条例第187号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 180

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第187号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、指定管理者の責めに帰することができない理由で利用ができなかったと町長が認めた場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 181

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町内水面種苗中間育成施設設置条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第154号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 施設を使用しようとする団体は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (施設の使用団体) 第4条 施設は、町長が認めた団体に使用させることができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 183

担当部署: まちづくり課

処分の概要	便宜の供与		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町工場、事業場設置奨励条例 第2条		
例 規 番 号	平成18年条例第155号		
【根拠条文】 (便宜の供与) 第2条 町長は、工場等の新設又は増設を行うものに対し、次に掲げる便宜を供与することができる。 (1) 工場等の新設又は増設に必要な資料を作成し、提供すること。 (2) 敷地の獲得、労務の充足、資材資金の調達、輸送施設の整備、紛争の解決その他工場等の新設又は増設に必要な事項につき援助、協力又はあっせんをすること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 184

担当部署: まちづくり課

処分の概要	奨励金の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町工場、事業場設置奨励条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第155号		
【根拠条文】 (奨励措置) 第3条 町長は、工場等を新設又は増設するもので所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条の規定による青色申告書を提出したのものに対し当該工場等の新設又は増設に係る部分に対する第6条第1項に規定する期間中、各年度の固定資産税の収納額に相当する額の範囲内で規則に定めるところにより奨励金を交付することができる。 2 町長は、前項の奨励金の交付に代えて固定資産税の減免をもってこれに充てることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 185

担当部署: まちづくり課

処分の概要	奨励措置の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町工場、事業場設置奨励条例 第5条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第155号		
【根拠条文】 (指定) 第5条 第3条の規定による奨励措置の指定を受けようとするものは、工場等の新設又は増設による事業開始前に町長に申請書を提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励措置を講ずべきものとして指定する。この場合において、町長は、当該申請に係るものが現に公害を発生し、又は発生すると認めるときは、指定しないものとする。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (指定の基準) 第4条 前条による奨励措置の指定を受ける工場等は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 投下固定資産総額が1,500万円以上のもの (2) 常時使用する従業員が20人以上のもの (3) 投下固定資産総額が500万円以上で、常時使用する従業員が10人以上のもの 2 増設の場合は、その増設部分が前項各号のいずれかに該当するものでなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 187

担当部署: まちづくり課

処分の概要	助成金の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定不況業種、工場、事業場経営維持安定助成条例 第2条		
例 規 番 号	平成18年条例第156号		
【根拠条文】 (助成措置) 第2条 町長は、工場、事業場の経営を継続している事業主で次条の指定の基準を満たすものについて審査の上、助成の措置が必要と認められる場合は規則に定めるところにより、助成金の交付又は融資を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 188

担当部署: まちづくり課

処分の概要	助成措置の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定不況業種、工場、事業場経営維持安定助成条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第156号		
【根拠条文】 (指定) 第4条 第2条の規定による助成措置を受けようとする者は、町長に申請書を提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成措置を講ずべきものとして指定する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定の基準) 第3条 前条による助成措置の指定を受ける工場等は、次の各号のすべてを満たすものでなければならない。 (1) 中土佐町工場、事業場設置奨励条例(平成18年中土佐町条例第155号)の適用を受けたもの (2) 景気の変動、産業構造の変化等に対し、国又は県が行う特定不況業種対策等の措置を指定申請年度中において受けた者又は受けることが既に決定しているもの (3) 町に納入すべき税額を完納済のものであって、前年度分の納入額が、所得に対する税額又は資産に対する税額のいずれかが50万円を超えているもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 190

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第188号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第11条 交流宿泊施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 交流宿泊施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる他、交流宿泊施設の管理上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 192

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第96号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 宿泊施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは前項の許可に条件を付けることができる。 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊施設の利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 施設の管理上支障があると認めたとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めたとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、宿泊施設を利用させることが不適当と認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 194

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町「鯉乃國の湯宿・黒潮本陣」、「黒潮体験創造の館」及び「コテージ」の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第186号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第11条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるほか、施設の管理上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 196

担当部署: まちづくり課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第5条第2項		
例 規 番 号	平成24年条例第6号		
【根拠条文】 (行為の禁止又は制限) 第5条 キャンプ場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。 (2) 公の秩序又は、善良の風俗に反する行為をすること。 2 キャンプ場においては、次の各号に掲げる行為は、町長の許可を受けなければならない。 (1) 木竹を伐採又は植物を採取し、若しくは損傷すること。 (2) 土地の形質を変更すること。 (3) 鳥、獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (4) はり紙をし、又は広告を表示すること。 (5) 物品の販売その他営利を目的とする行為をすること。 (6) その他キャンプ場の管理に支障がある行為をすること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 197

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第15条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成24年条例第6号		
【根拠条文】 (キャンプ場の使用) 第7条 キャンプ場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、キャンプ場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 200

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第6号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 201

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成24年条例第6号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合においては、使用料を減免することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 202

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第161号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 作業場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 作業場の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 205

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第161号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 206

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第161号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で利用ができなかったと町長が認めた場合その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 209

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市公園条例 第5条第4項		
例 規 番 号	平成22年条例第25号		
【根拠条文】 (有料公園施設) 第5条 都市公園に小草パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)を置く。 2 パークゴルフ場の利用料は、別表に定める料金を前納しなければならない。 3 物品販売スペースの利用料に関しては、別表の定めるところによる。 4 町長が特に必要と認めるときは、前2項の料金を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町都市公園条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 次に掲げる場合は、パークゴルフ場を利用する際の、使用料を減免することができる。 (1) 町が主催する大会及び講習会等の使用に供するとき。 (2) その他町長が公益上特に必要と認めた大会、講習会等の使用に供するとき。 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、パークゴルフ場使用料減免申請書(様式第4号)を、使用の10日前までに町長に申請し、承認を受けなければならない。 3 町長は、前項の規定により使用料の減額又は免除を承認するときは、申請者に対し、パークゴルフ場使用料減免承認書(様式第5号)を交付しなければならない。 4 第1項の場合において、既に納めた年間フリーパスの使用料は還付しない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 210

担当部署: まちづくり課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市公園条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第25号		
【根拠条文】 (行為の制限) 第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 物品の販売、募金、その他これに類する行為 (2) 営業を目的として写真又は映画の撮影 (3) 集会、その他これに類する催し (4) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為 2 町長は前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。 3 町長は、第1項の許可に小草公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 212

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市公園条例施行規則 第4条第1項		
例 規 番 号	平成22年規則第24号		
【根拠条文】 (使用の許可申請等) 第4条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、町長に使用申請し、許可を受けなければならない。 2 1日券での使用の申請及び許可は、使用料を納入し、領収書を受けたときとする。 3 年間フリーパスでの使用の申請及び許可は、使用当日の受付による申請を受けたときとする。 4 大会・講習会等の使用申請(以下「申請者」という。)は、パークゴルフ場使用申請書(様式第1号)を使用の10日前までに町長に申請し、許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第8条の規定による。 (使用の制限) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。 (2) 施設の設備器具を破損するおそれがあるとき。 (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。 (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 (5) その他管理者において利用が不相当と認めたとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 213

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市下水路条例 第5条		
例 規 番 号	平成25年条例第15号		
【根拠条文】 (行為の申請) 第5条 都市下水路を占用しようとする者は、次の事項に従い都市下水路管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。 (1) 占用の範囲 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、申請が必要となる。 (ア) 都市下水路の開渠(きょ)である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設ける場合 (イ) 都市下水路の暗渠である構造の部分に固着して施設を設ける場合 (ウ) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設ける場合 (2) 占用の手続 都市下水路の占用を受けようとする者は、申請書に必要事項を記入の上、都市下水路管理者に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (行為の許可) 第6条 都市下水路管理者は、前条の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市下水路条例 第9条		
例 規 番 号	平成25年条例第15号		
【根拠条文】 (占用料等の減免) 第9条 都市下水路管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市下水路条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成25年条例第15号		
【根拠条文】 (占用料等の不還付) 第10条 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、占用者等の責めに帰することができない理由により占用等の行為ができなかったときその他特別の理由があると都市下水路管理者が認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 建設課

処分の概要	占用期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町都市下水路条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成25年規則第8号		
【根拠条文】 (占用期間の更新) 第5条 都市下水路の占用許可期間満了後、占用を継続しようとする者は、期間満了の1月前までに改めて条例第5条に規定する許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道路占用料徴収条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年条例第164号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第3条 町長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の一部又は全部を減免することができる。 (1) 法第35条及び第36条に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するもの (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道路占用料徴収条例 第4条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第164号		
【根拠条文】 (占用料の徴収方法) 第4条 占用者は、占用開始の前に占用料を町に納付しなければならない。 2 占用期間が2年以上にわたる場合は、前項の規定にかかわらず、毎年4月中にその年度分を納付しなければならない。 3 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付した占用料が当該事由の生じた日までの期間につき算出した占用料を超えるときは、その超える額を還付する。 (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他特別の事由により占用ができなくなったとき。 (3) 占用者が占用の廃止を届け出て、道路を原状に回復したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 建設課

処分の概要	権利転貸等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道路占用規則 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成18年規則第100号		
【根拠条文】 (他人に使用させることの制限) 第10条 占有者は、その権利を他の者に転貸し、又は譲渡することができない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 建設課

処分の概要	臨時出店の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道路占用規則 第24条		
例 規 番 号	平成18年規則第100号		
【根拠条文】 (臨時出店登録の申請) 第24条 臨時に出店しようとする者は、露店臨時出店登録申請書(様式第6号)を町長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。 【基準】 根拠条文及び第25条の規定による。 (占用の不許可) 第25条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、露店の占用を許可しない。 (1) 露店の信用を著しく傷つけた者又はそのおそれがある者 (2) 騒がしい行為をしたり、又は公安を害するおそれがある者 (3) その他町長が不相当と認める者			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可及び変更等許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
【根拠条文】 (許可) 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地又は流水を占用すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土、切土その他土地の形質を変更すること。 (4) 法定外公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 2 前項の占用等に係る許可の期間(以下「許可期間」という。)は、5年以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 町長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 建設課

処分の概要	権利譲渡の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町法定外公共物管理条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
【根拠条文】 (権利の譲渡) 第6条 第4条第1項の許可に基づく権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町法定外公共物管理条例 第10条		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
【根拠条文】 (占用料等の減免) 第10条 町長は、公益上特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町法定外公共物管理条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
【根拠条文】 (占用料等の還付) 第11条 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、占用者等の責めに帰することができない理由により占用等の行為ができなかったときその他特別の理由があると町長が認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 総務課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第2項
例 規 番 号	平成18年条例第166号
【根拠条文】 (入居者の申込み及び決定) 第9条 前3条に定める町営住宅の入居者の資格のある者で町営住宅に入居しようとするものは、町長に入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の入居の申込みをした者(次条において「入居申込者」という。)のうちから町営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居決定者に対しては、前項の規定による通知と併せて、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第6条から第8条まで及び第10条までの規定による。 (入居者の資格) 第6条 町営住宅の入居者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第8条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者にあっては第3号及び第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。)があること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める場合 21万4,000円 イ 町営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は借上げによるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円) ウ 次条ただし書の規定による改良住宅である場合 11万4,000円 エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) 60歳以上の者	

- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度である者
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- 3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その必要な事項について調査させることができる。
- 4 公営住宅のうち小世帯住宅(以下「小世帯住宅」という。)に入居できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 入居者は2人までとする。
 - (2) 第1項第2号から第4号の規定による条件に該当する者
- 5 町単独住宅のうち、若者定住促進住宅(以下「新婚住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。
 - (1) 結婚した日から2年を経過しないもので、かつ、男女共に40歳未満の者であること。
 - (2) 現に住宅に困窮している者であること。
 - (3) その者又は同居者が暴力団員でないこと。
- 6 町単独住宅のうち、中間管理住宅に入居することができる者は、別に定める。
- 7 前2項の町単独住宅に入居する者以外の町単独住宅に入居することができる者は、現に住宅に困窮していることが明らかな者で町長が特別に入居を許可したものであること。また、町営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。ただし、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等にあつては、この限りでない。
 - (1) 町内に住所又は勤務場所を有する者及び町内での居住を希望する者

- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) その者又は同居者が暴力団員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(改良住宅の入居者資格)

第7条 改良住宅に入居することができる者は、前条第1項(第4号を除く。)の規定にかかわらず、小集要綱第13条に該当する者でなければならない。ただし、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該改良住宅への入居者資格は、前条の規定を適用する者とする。

(入居者の資格の特例)

第8条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅を明け渡そうとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の町営住宅に次条第1項の入居の申込みをしたときは、当該入居者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 第6条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第10条 入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する入居申込者のうちから当該町営住宅の入居者を選考するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯の構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住の状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないために困窮している者
(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

- 2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に前条第2項の規定による決定(以下「入居の決定」という。)をするものとする。

- 3 前項の場合において、住宅に困窮する度合いの順位の定め難い入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定するものとする。

- 4 第2項の住宅に困窮する度合いの判定の基準は、町長が次条に規定する中土佐町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定めるものとする。

- 5 町長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫である者又はその世帯に引揚者、老人、心身障害者若しくは3人以上の18歳未満の児童がいる者で、速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

標準処理期間

30日

備考

設 定 年 月 日

平成 26 年 9 月 26 日

最終変更年月日

令和 3 年 6 月 25 日

ID: 233

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予																
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第16条																
例 規 番 号	平成18年条例第166号																
【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第16条 町長は、次の各号のいずれかの特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 町営住宅の入居者又はその同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 町営住宅の入居者又はその同居者が病気にかかったとき。 (3) 町営住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。 (5) 新婚住宅の入居者 【基準】 根拠条文及び中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (家賃の減免基準) 第12条 条例第16条の規定により町長が家賃の減免を行う基準は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 条例第16条第1号及び第2号に該当する場合 ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者については、家賃と扶助費月額との差額の範囲内において減免を行う。 イ アに準ずる生活困窮者については、次に掲げる表の左欄各項に定める区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を当該家賃に乗じた額の範囲内において減免を行う。 <table border="1"> <tr> <td>当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合</td><td>減免の率</td></tr> <tr> <td>10割を超え11割以内の場合</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td>11割を超え12割以内の場合</td><td>100分の30</td></tr> <tr> <td>12割を超え13割以内の場合</td><td>100分の10</td></tr> </table> (2) 条例第16条第3号に該当する場合は、入居者が受けた損害に応じ、その都度減免する額を決定する。 (3) 条例第16条第4号に該当する場合は、入居者の個々の事情に応じ、その都度減免する額を決定する。 (4) 条例第16条第5号に該当する場合は、次に掲げる表の左欄各項に定める区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を当該家賃に乗じた額の範囲内において減免を行う。ただし、離婚又は別居をした場合は、その事実が判明した日から起算して30日を経過した日から家賃の減免は行わない。 <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>減免の率</td></tr> <tr> <td>入居日より5年間</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>入居日より5年を超え10年まで</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>入居日より10年を超えた日から公営住宅入居基準に該当する場合</td><td>100分の20</td></tr> </table>		当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合	減免の率	10割を超え11割以内の場合	100分の50	11割を超え12割以内の場合	100分の30	12割を超え13割以内の場合	100分の10	区分	減免の率	入居日より5年間	100分の80	入居日より5年を超え10年まで	100分の60	入居日より10年を超えた日から公営住宅入居基準に該当する場合	100分の20
当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合	減免の率																
10割を超え11割以内の場合	100分の50																
11割を超え12割以内の場合	100分の30																
12割を超え13割以内の場合	100分の10																
区分	減免の率																
入居日より5年間	100分の80																
入居日より5年を超え10年まで	100分の60																
入居日より10年を超えた日から公営住宅入居基準に該当する場合	100分の20																

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 235

担当部署: 総務課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第47条		
例 規 番 号	平成18年条例第166号		
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第47条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第28条の規定による。 (敷地の目的外使用) 第28条 条例第47条に規定する使用の許可は、中土佐町有財産条例(平成18年中土佐町条例第65号)に定めるところにより行うものとする。ただし、入居者の利便性の確保のための特に必要として町長が定める用途に使用しようとする場合については、町長が別に定めるところによるものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 237

担当部署: 総務課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成18年条例第167号
【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第7条 前条に定める特定公共賃貸住宅の入居者の資格のあるもので特定公共賃貸住宅に入居しようとするものは、町長に入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の入居の申込みをした者のうちから特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定したもの(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第6条、第8条及び第9条の規定による。 (入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 所得は、中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年中土佐町規則第103号。以下「規則」という。)に定める基準に該当する者で、自ら居住するために住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)がある者 (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として町長が認める者で、所得は規則に定める基準に該当するもの (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者のうち、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるとして町長が別に定める基準に該当する者で、規則に定める基準に該当するもの (4) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (入居者の選考) 第8条 前条第1項の入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、抽選その他公正な方法により特定公共賃貸住宅の入居者を選定するものとする。 2 前項の入居者の選考を行う場合は、中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第10条第4項及び第11条の規定を準用するものとする。 (入居者選考の特例) 第9条 町長は、現に同居し、又は同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で町長が別に定めるものについては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第29条に定めるところにより特定公共賃貸	

住宅の入居者を選考することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 239

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成18年条例第167号		
【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第14条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、当該家賃を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (減免又は徴収猶予の基準) 第11条 前条の規定する減免、徴収猶予の基準は、次のとおりとする。 (1) 入居者(同居の親族を含む。)の収入が著しく低額となったとき 徴収を猶予し、又は減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 241

担当部署: 総務課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成22年条例第17号
【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第7条 前条に定める地域優良賃貸住宅の入居者の資格のあるもので地域優良賃貸住宅に入居しようとするものは、町長に入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の入居の申込みをした者のうちから地域優良賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定したもの(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第6条、第8条及び第9条の規定による。 (入居の資格) 第6条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 子育て世帯 イ 高齢者世帯 ウ 障害者世帯 エ U・I・Jターン者世帯 オ 若年者層世帯 カ 災害被災世帯 キ 公営住宅の収入超過世帯 ク 町長が特に定住対策等として入居を認める世帯 (2) 所得が規則で定める基準に該当すること。 (3) 自ら居住するための住宅を必要とすること。 (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情があるものその他婚姻の予定者を含む。以下同じ。)があること。 (5) 現住所において市町村税を滞納していないこと。 2 前項の規定にかかわらず、不良住宅の撤去その他の特別の事情により地域優良賃貸住宅に入居させることが適当であると町長が認めるもので、所得が規則に定める基準に該当するもの。 3 前2項の規定にかかわらず、その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (入居者の選考) 第8条 前条第1項の入居の申込みをした者の数が入居させるべき地域優良賃貸住宅の戸数を超えるときは、抽選その他公正な方法により当該地域優良賃貸住宅の入居者を選定するものとする。	

2 前項の入居者の選考を行う場合は、中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第10条第4項及び第11条の規定を準用するものとする。
(入居者選考の特例)

第9条 町長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で町長が別に定めるものについては、制度要綱第8の規定に基づき入居者を選考することができる。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 26 年 9 月 26 日

最終変更年月日

令和 3 年 6 月 25 日

ID: 243

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第15条		
例 規 番 号	平成22年条例第17号		
【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第15条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、当該家賃を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文及び中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (減免又は徴収猶予の基準) 第10条 前条の規定する減免、徴収猶予の基準は、次のとおりとする。 (1) 入居者(同居の親族を含む。)の所得が著しく低額となったとき徴収を猶予し、又は減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 245

担当部署: 町民環境課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水道給水条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第171号		
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、破損若しくは漏水時又は災害時において緊急に修繕を必要とする工事でやむを得ない場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 町民環境課

処分の概要	設計検査及び工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水道給水条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第171号		
【根拠条文】 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、町又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計検査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 町民環境課

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水道給水条例 第30条		
例 規 番 号	平成18年条例第171号		
【根拠条文】 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第30条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水道指定給水装置工事業者規程 第6条第1項及び第4項		
例 規 番 号	平成18年訓令第35号		
【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第6条 町長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に中土佐町水道指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (指定の基準) 第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第4条第3項		
例 規 番 号	平成21年規則第17号		
【根拠条文】 (指定の時期及び有効期間等) 第4条 指定業者の指定は、毎年4月に行う。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、随時これを行うことができる。 2 指定業者の指定の有効期間は、指定した日から5年とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その有効期間を5年未満に限定することができる。 3 前項の期間満了後引き続き当該業務に従事しようとする者は、期間満了前1箇月以内に指定の更新を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定業者証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第6条		
例 規 番 号	平成21年規則第17号		
【根拠条文】 (指定業者証の交付) 第6条 町長は、指定業者を指定したときは、排水設備工事指定業者証(様式第3号)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定業者の資格要件) 第3条 指定業者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1) 中土佐町内及び周辺市町村に住所又は事務所若しくは事業所を有し、かつ、相当の信用のある者 (2) 責任技術者が1名以上専属していること (3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び機械器具を有していること (4) その他町長が必要と認める要件を備えていること			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定業者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第8条		
例 規 番 号	平成21年規則第17号		
【根拠条文】 (指定業者証の再交付) 第8条 指定業者は、指定業者証をき損又は紛失したときは、指定業者証再交付申請書(様式第5号)により町長に申請して指定業者証の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 町民環境課

処分の概要	排水設備工事責任技術者証の交付及び再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第15条第1項及び第4項		
例 規 番 号	平成21年規則第17号		
【根拠条文】 (排水設備工事責任技術者証) 第15条 町長は、登録を決定したときは、排水設備工事責任技術者証(様式第9号。以下「責任技術者証」という。)を交付する。 2 責任技術者は、工事施工中常に責任技術者証を携帯し、本町職員等の要求を受けたときは、これを掲示しなければならない。 3 責任技術者は、この規則の定めるところにより町長に提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、直ちに責任技術者異動届(様式第10号)により必要書類を添えて、町長に届け出なければならない。 4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、責任技術者証再交付申請書(様式第11号)により町長に申請して責任技術者証の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (責任技術者の資格要件) 第13条 責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 責任技術者の資格認定のための試験(以下「試験」という。)に合格した者 (2) 不法行為又は不正行為によって、試験の合格又は本町若しくは本町以外の県内市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当しない者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 町民環境課

処分の概要	登録の有効期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第16条第2項		
例 規 番 号	平成21年規則第17号		
【根拠条文】 (登録の有効期間及び更新) 第16条 登録の有効期間は、5年とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その有効期間を5年未満に限定することができる。 2 登録の更新をしようとする者は、期間満了前1箇月以内に、第14条に定める申請書を町長に提出しなければならない。 3 前項の規定により責任技術者の登録を受けようとする者は、更新講習をあらかじめ受講しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 町民環境課

処分の概要	新設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年条例第173号		
【根拠条文】 (新設等の承認) 第7条 排水設備を新設、移転、改築、増築又は撤去(以下「新設等」という。)しようとする者は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 町民環境課

処分の概要	設計審査及び材料検査等		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第173号		
【根拠条文】 (工事の施工) 第9条 排水設備の工事は、町長が指定する業者(以下「指定業者」という。)がこれを行うものとする。 2 指定業者は、前項の工事を請負う場合においては、あらかじめ町長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事が完了したときは、その確認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定業者認可証の交付及び更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第7条 第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成18年規則第106号		
【根拠条文】 (指定業者の証票) 第7条 指定業者は、登録名簿に登録し、中土佐町排水設備工事指定業者認可証(様式第5号)を交付する。 2 指定業者の有効期間は、3年とする。ただし、有効期限満了後も引き続いて指定を受けようとする者は、その満了の1月前までに指定の更新を受けなければならない。 3 指定業者は、店舗又は出張所の見易い箇所に指定業者である旨の掲示板を掲げなければならない。 4 指定業者が第6条の資格条件を失ったときは、速やかに第1項の認可証を返納し、かつ、第3項の掲示板を外さなければならない。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (指定業者の資格条件) 第6条 施工業者の指定は、次の各号に該当するもののうちから町長が選考して行う。 (1) 相当の信用を有し、かつ、本町内又は周辺市町村に住所又は営業所を有するもの (2) 責任技術者及び配管工をそれぞれ1人以上置く者。ただし、責任技術者であり、かつ、配管工の認定を受けた者であるときは1人でも差し支えないものとする。 (3) 下水道工事に必要な設備及び機材を備えている者 (4) その他町長が必要と認める要件を備えること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 町民環境課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第174号		
【根拠条文】 (分担金の徴収猶予) 第7条 町長は、受益者において災害、盗難その他特別な事情により、分担金を納付することが困難であると認めた場合は、徴収を猶予することができる。 2 前項の猶予期間は、規則で定める。 3 受益者は、前項の期間が満了したとき、又は徴収猶予を取り消されたときは、直ちに分担金納入通知書に従い一括納入しなければならない。 【基準】 根拠条文及び中土佐町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則第4条の規定による。 (分担金の徴収猶予) 第4条 条例第7条の規定により、分担金の徴収猶予を受けようとする者は、農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の申請があったときは、農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予基準(別表第1)に基づいて、分担金徴収猶予の適否を決定し、農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書(様式第4号)により、当該受益者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 町民環境課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成18年条例第174号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設等に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体が企業の用に供している施設等に係る受益者 (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者 (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者 【基準】 根拠条文及び中土佐町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則第6条の規定による。 (分担金の減免) 第6条 条例第8条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、農業集落排水事業受益者分担金減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。 2 町長は、前項の申請があったときは、農業集落排水事業受益者分担金減免基準(別表第2)に基づいて分担金減免の適否及び減免額を決定し、農業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書(様式第8号)により、当該受益者に通知するものとする。 3 分担金の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を農業集落排水事業受益者分担金減免取消届書(様式第9号)により、町長に届け出なければならない。 4 町長は、前項の届出があったとき、又はその届け出るべきことが判明したときは、農業集落排水事業受益者分担金減免取消通知書(様式第10号)により、当該受益者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 総務課

処分の概要	個人情報の利用中止請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町個人情報保護条例 第26条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第13号		
【根拠条文】 (個人情報の利用中止請求権者) 第26条 何人も、自己の個人情報について第13条第2項の規定によらないで目的外利用又は外部提供がされているときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求(以下「利用中止請求」という。)をすることができる。 2 第22条第2項、第23条及び第24条の規定は、利用中止請求及びこれに対する決定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	請求のあった日から起算して15日以内(第24条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 総務課

処分の概要	特定個人情報の利用停止請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町個人情報保護条例 第26条の2第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第13号		
【根拠条文】 (特定個人情報の利用停止請求権者) 第26条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(第8条第2項に規定する事務に係るものを除き、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第13条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第13条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止 2 第22条第2項、第23条及び第24条の規定は、前項の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)及びこれに対する決定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	請求のあった日から起算して30日以内(第24条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	時間外保育事業の利用承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立保育所設置条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第15号		
【根拠条文】 (時間外保育事業) 第8条 第3条第1項第2号の時間外保育事業は、休所日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。 2 その保護する児童について時間外保育事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 3 時間外保育事業を利用する児童の保護者は、別に定める額の時間外使用料を納付しなければならない。 4 前2項に定めるもののほか、時間外保育事業の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	保育の利用の決定
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町保育の利用に関する規則 第3条第1項
例 規 番 号	平成27年規則第9号
【根拠条文】 (保育の利用の決定) 第3条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、保育の利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。 2 前項の規定により保育の利用を認める決定を行う場合においては、当該児童の保育の必要な範囲内で利用期間を定め、その利用期間をあわせて通知するとともに、当該児童について児童台帳を作成するものとする。 【基準】 根拠条文、第7条及び第8条の規定による。 (保育の優先利用) 第7条 町長は、保育の利用を要すると認める児童(以下「要保育児童」という。)の数が保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)の定員を超えることとなるときは、次の各号に掲げる事由に該当する要保育児童から優先して保育の利用を決定し、又は要請し、当該程度の同じ要保育児童があるときは、当該児童の属する世帯の所得の階層区分の低い要保育児童から保育の利用を決定又は要請するものとする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等で現に要保育児童を扶養しているものの世帯であること。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定に基づく支援給付受給世帯であること。 (3) 主として世帯の生計を維持するために就労していた保護者又は要保育児童と同一世帯に属し生計を一にしている扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)が失業し、当該保護者、扶養義務者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要と認められる世帯であること。 (4) 要保育児童が虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にあること。 (5) 要保育児童が障がいを持っていること。 (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は確実に復職する見込みがあること。 (7) 保育を利用しようとする保育所等が、要保育児童の兄弟姉妹が現に保育を利用し、又は利用しようとする保育所等と同一であること。 (8) 要保育児童が地域型保育事業を利用していたこと。 (9) 前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること。 (優先利用の調整) 第8条 町長は、要保育児童が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、前条に規定す	

る優先利用を調整することができる。 (1) 同居親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。 (2) 前号に掲げるもののほか、優先利用を調整することが適当であると町長が認める状態にあること。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用者負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担金等に関する規則 第10条第1項		
例 規 番 号	平成27年規則第11号		
【根拠条文】 (利用者負担金の減免) 第10条 第4条の規定による利用者負担金の減免について町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担金を支払うことが著しく困難であると町長が認めるとき。 2 前項の規定による利用者負担金の減額又は免除を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を証する書類を添え、所定の手続きにより減免の申請をしなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用者負担金の納期限の延長		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担金等に関する規則 第11条		
例 規 番 号	平成27年規則第11号		
【根拠条文】 (利用者負担金の納期限の延長) 第11条 町長は、前条第1項各号の理由により納期限内に利用者負担金の納付が困難と認めるときは、その申請によって、納期限の延長を行うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第6号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第6条 施設を使用しようとする団体は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 285

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成27年条例第6号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 286

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成27年条例第6号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で利用ができなかったと町長が認めた場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 287

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道の駅の設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成29年条例第17号		
【根拠条文】 (利用の許可等) 第10条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項による許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 利用の目的が道の駅の設置目的に反するとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 道の駅又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (5) 道の駅の管理上支障があると認めるとき。 (6) 前5号に掲げる他、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 289

担当部署: まちづくり課

処分の概要	設備の変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町道の駅の設置及び管理に関する条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成29年条例第17号		
【根拠条文】 (設備の変更禁止) 第14条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 290

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成28年条例第17号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第10条 観光拠点宿泊施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 観光拠点施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる他、観光拠点施設の管理上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 299

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成31年条例第11号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第6条 青年の家を利用しようとする者で、次に掲げる施設についてはあらかじめ申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 宿泊施設 (2) 研修施設 (3) 野外炊飯場 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青年の家の利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備その他物品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。 (4) その他管理上支障があると認められるとき。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (利用者の範囲) 第5条 青年の家を利用できる者は、青少年や指導者の団体及びその他社会教育活動としてその利用が適当であると認めた団体とする。 2 図書室については、前項の限りではない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成31年条例第11号		
【根拠条文】 (利用料金) 第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたものについては、減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成31年条例第11号		
【根拠条文】 (利用料の不還付) 第9条 既納の利用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第15条		
例 規 番 号	平成31年条例第11号		
【根拠条文】 (行為の禁止) 第15条 施設及びその周辺敷地において、教育委員会の許可を受けた者以外は、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	町保護有形文化財の現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町文化財保護条例 第17条第1項		
例 規 番 号	平成30年条例第28号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第17条 町保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の規定により許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	町史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町文化財保護条例 第36条第1項		
例 規 番 号	平成30年条例第28号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第36条 町史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 第1項の規定により教育委員会が許可を与える場合には、第17条第3項の規定を、第1項の教育委員会の許可を受けた者がその許可の条件に従わなかった場合には、同条第4項の規定を準用する。 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項において準用する第17条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町はその通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町食鳥処理施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成30年条例第1号		
【根拠条文】 (使用許可) 第4条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当は行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規程する暴力団の活用利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設を使用させることが不適當と認められるとき。 3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 313

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町食鳥処理施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成30年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長が減免の必要を認めた場合、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 314

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町水道指定給水装置工事事業者規程 第6条の2第1項		
例 規 番 号	平成18年訓令第35号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにはその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 第4条から前条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、町長は、指定給水装置工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町公民館設置条例 第14条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第102号		
【根拠条文】 (使用料) 第14条 使用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。 2 町長は、公益のため又は町民が生涯学習のために使用する場合、その他特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町公民館設置条例 第15条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第102号		
【根拠条文】 (使用料の返還等) 第15条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。 (1) 教育委員会の都合により使用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。 (3) 使用の前日までに許可の取消し又は変更を申し出て、その事由が正当であると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町放課後児童クラブ利用料に関する規則 第3条		
例 規 番 号	令和3年規則第2号		
【根拠条文】 (利用料の減免) 第3条 教育委員会は、以下の各号全てに該当する者の利用料を減免することができる。 (1) 中土佐町立久礼小学校に在籍する第1学年又は第2学年児童 (2) 当該年度に中土佐町就学援助費又は中土佐町特別支援就学奨励費の給付の認定を受けた世帯に属する児童 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町民交流会館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例 規 番 号	令和2年条例第32号		
【根拠条文】 (使用許可) 第10条 会館施設又はその附属設備等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 会館施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴追法」という。)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる他、会館施設の管理上支障があると認めるとき。			
【基準】 根拠条文及び第11条の規定による。 (使用の制限) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 喧騒な行為をしたり、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 会館施設の管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴追法第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 2 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用目的以外に使用したとき。 (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (5) 前項第4号に該当したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町民ふれあい広場の設置及び管理に関する条例 第6条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第107号		
【根拠条文】 (使用料) 第6条 テニスコートの使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。 2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を減免することができる。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。 (2) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。 (3) その他教育委員会において必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町大野見保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	令和2年条例第33号		
【根拠条文】 (使用許可) 第5条 保健福祉センターは、その附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。 (使用の制限) 第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 喧騒な行為をしたり、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 保健センターの管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。 2 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用目的以外に使用したとき。 (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (5) 前項第4号に該当したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適當と認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町大野見保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	令和2年条例第33号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定めるところにより徴収することができる。ただし、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 327

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町大野見保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	令和2年条例第33号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができない場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 329

担当部署: まちづくり課

処分の概要	入居の決定(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の準用)
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第2号
例 規 番 号	令和3年条例第10号
【根拠条文】 (中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定の準用) 第9条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年中土佐町条例第17号。以下「地優賃条例」という。)の条項を準用する。この場合において、地優賃条例第5条中「次条第2項」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1号」と、地優賃条例第7条中「前条」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条」と読み替えるものとする。 (1) 入居者の公募の方法 地優賃条例第4条及び第5条 (2) 入居の申込み及び手続等 地優賃条例第7条から第11条まで (3) 所得の申告 地優賃条例第13条 (4) 家賃の徴収及び督促等 地優賃条例第14条から第14条の3まで (5) 家賃の減免又は徴収猶予 地優賃条例第15条 (6) 敷金等 地優賃条例第16条及び第17条 (7) 修繕の実施等及び入居者の費用負担義務 地優賃条例第18条及び第19条 (8) 入居者の保管義務等 地優賃条例第20条 (9) 迷惑行為等の禁止 地優賃条例第21条 (10) 不使用の届出、目的外使用、転貸等の禁止、模様替え等 地優賃条例第22条から第25条まで (11) 同居の承認、入居の継承 地優賃条例第26条及び第27条 (12) 明渡しに係る検査等、明渡し請求等 地優賃条例第28条及び第29条 (13) 立入検査等、管理の委託、委任 地優賃条例第30条から第32条まで (14) 罰則 地優賃条例第33条 【基準】 第4条及び準用する中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条から第9条までの規定による。 (入居者の資格) 第4条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 子育て世帯 イ 新婚世帯 ウ その他町長が必要と認める世帯 (2) 住宅を必要とする者で、入居後、定住促進住宅を住所地として住民登録し、自治会への加入及び地域活動に積極的に参加できる者 (3) 所得が規則で定める基準に該当すること。	

- (4) 現住所地において市町村税及び使用料等を滞納していない者
- (5) 本人及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に定める地域優良賃貸住宅の入居者の資格のあるもので地域優良賃貸住宅に入居しようとするものは、町長に入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の入居の申込みをした者のうちから地域優良賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定したもの(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(入居者の選考)

第8条 前条第1項の入居の申込みをした者の数が入居させるべき地域優良賃貸住宅の戸数を超えるときは、抽選その他公正な方法により当該地域優良賃貸住宅の入居者を選定するものとする。

- 2 前項の入居者の選考を行う場合は、中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第10条第4項及び第11条の規定を準用するものとする。

(入居者選考の特例)

第9条 町長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で町長が別に定めるものについては、制度要綱第8の規定に基づき入居者を選考することができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 331

担当部署: まちづくり課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の準用)		
例 規 名 根 拠 条 項	中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第5号		
例 規 番 号	令和3年条例第10号		
【根拠条文】 (中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定の準用) 第9条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年中土佐町条例第17号。以下「地優賃条例」という。)の条項を準用する。この場合において、地優賃条例第5条中「次条第2項」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1号」と、地優賃条例第7条中「前条」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条」と読み替えるものとする。 (1) 入居者の公募の方法 地優賃条例第4条及び第5条 (2) 入居の申込み及び手続等 地優賃条例第7条から第11条まで (3) 所得の申告 地優賃条例第13条 (4) 家賃の徴収及び督促等 地優賃条例第14条から第14条の3まで (5) 家賃の減免又は徴収猶予 地優賃条例第15条 (6) 敷金等 地優賃条例第16条及び第17条 (7) 修繕の実施等及び入居者の費用負担義務 地優賃条例第18条及び第19条 (8) 入居者の保管義務等 地優賃条例第20条 (9) 迷惑行為等の禁止 地優賃条例第21条 (10) 不使用の届出、目的外使用、転貸等の禁止、模様替え等 地優賃条例第22条から第25条まで (11) 同居の承認、入居の継承 地優賃条例第26条及び第27条 (12) 明渡しに係る検査等、明渡し請求等 地優賃条例第28条及び第29条 (13) 立入検査等、管理の委託、委任 地優賃条例第30条から第32条まで (14) 罰則 地優賃条例第33条 【基準】 準用する中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第15条及び中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予) 第15条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、当該家賃を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。 (減免又は徴収猶予の基準) 第10条 前条の規定する減免、徴収猶予の基準は、次のとおりとする。 (1) 入居者(同居の親族を含む。)の所得が著しく低額となったとき徴収を猶予し、又は減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日